

# 安全データシート【SDS】

作成：平成 30 年 6 月 29 日

改訂：令和 8 年 2 月 19 日

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : ギガコール™ C  
推奨用途 : 酸性ガスの除去  
使用上の制限 : 推奨用途以外の使用は専門家の判断を仰ぐこと  
会社情報  
会社名 : ニッタ株式会社  
担当部門 : クリーンエンジニアリング事業部 技術部 技術 1 課  
住所 : 〒639-1085 奈良県大和郡山市池沢町 1 7 2  
電話番号 : 0743-56-9361  
緊急連絡電話番号 : 0743-56-9361  
FAX 番号 : 0743-56-8682

## 2. 危険有害性の要約

### GHS 分類

#### 健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分 4
皮膚腐食性・刺激性	区分 2
目に対する重篤な損傷・目刺激性	区分 1

#### 環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)	区分 3
水生環境有害性(慢性)	区分 3

\* 上記で記載のないものは区分に該当しないまたは分類できない。

### GHS ラベル要素

#### 絵表示又はシンボル



注意喚起語：危険

危険有害性情報：

皮膚刺激

重篤な眼の損傷

粉塵障害防止規則により規定されており、長時間、許容濃度以上にて作業した場合、障害を起こす時がある。

水生生物に有害

注意書き：

**【安全対策】**

- 全ての安全注意を理解するまで取り扱わないこと。
- 換気の良い場所でのみ使用すること。
- 必要に応じて個人用保護具や換気装置を使用すること。
- 粉塵を吸入しないこと。
- 発塵をできるだけ抑えて作業環境を許容濃度以下に保つようにすること。

**【応急措置】**

- 目に入った場合、目をこすったりせず、直ちに水で充分洗眼すること。
- 皮膚に付着した場合、水で洗い流すこと。
- 吸入した場合、水でうがいをして口の中をよく洗浄すること。
- 飲み込んだ場合、水でうがいをして口の中をよく洗浄すること。
- 直ちに医師に連絡すること。

**【保管】**

- 施錠して保管すること。
- 容器は密封して換気の良い場所で保管すること。

**【廃棄】**

内容物および容器を廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

GHS 分類に該当しない他の有害性：

- 水に溶けると強アルカリ性になり、皮膚、粘膜を刺激する。
- 経口摂取すると、のど、胃などが刺激される。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	CAS No.
炭素（活性炭）	80%以上	C	7440-44-0
炭酸カリウム	8~10%	K <sub>2</sub> CO <sub>3</sub>	584-08-7

4.応急措置

- 吸入した場合
  - ：被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、鼻をかませ、うがいをさせ、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
  - ：気分が悪いときは医師に連絡すること。
  
- 皮膚に付着した場合
  - ：皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。不快感があれば医師の診察を受けること。
  - ：皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合は医師の診察や手当てを受けること。

- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗い流す。  
: コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること  
: 刺激が残る場合は、医師の診察をうける。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。  
: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 霧状の水、又は粉末、二酸化炭素、泡等の消火剤
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 消火を行う者の保護 : 消火作業は自給式呼吸器および適切な保護具を着用
- 

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置 : 出来るだけ粉塵を吸引しないよう保護具を着用する。  
: 目に入ると刺激性があるため安全眼鏡を着用する
- 環境に対する注意事項 : 水源に流れないように速やかに処置する。  
: 粉塵が飛散しないようにする。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 掃き集めて、容器に回収する。
- 

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 密閉空間で取り扱う際は、換気など適切な安全対策をとる必要がある。  
: 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。  
: 粉塵、ヒューム、スプレーを吸入しないこと。

### 安全取扱い注意事項

- : 吸入や眼及び皮膚への接触を避けるため適切な保護具を着用する。  
: 取扱中は飲食、喫煙してはならない。

### 接触回避

- : 「10. 安定性及び反応性」参照

### 保管

- 適切な保管条件 : 密閉容器に入れ、低温で乾燥した場所に保管する。  
適切な容器包装材 : ポリエチレン、ポリプロピレンなど
-

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 : 3.0mg/m<sup>3</sup>  
 許容濃度 : 吸引力粉塵 0.5mg/m<sup>3</sup>、総粉塵 2.0mg/m<sup>3</sup>  
 (日本産業衛生学会勧告値 2022 年度版)

## 保護具

呼吸器の保護具 : 防塵マスク  
 手の保護具 : 保護手袋  
 眼の保護具 : ゴーグルまたは安全眼鏡  
 皮膚及び身体の保護具 : 皮膚が露出しない長袖等の作業衣を着用すること。  
 衛生対策 : 粉塵が作業場の空気を汚染しないように、  
 局所排気集塵装置を設置する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 固体、破砕状  
 色 : 黒色  
 臭い : 無臭  
 pH : 水中では 9.5～11  
 融点 : データなし  
 沸点 : データなし  
 可燃性 : データなし  
 爆発下限界爆発上限界/可燃範囲 : データなし  
 引火点・発火点 : 発火点 80℃以上  
 自然発火点 : データなし  
 分解温度 : データなし  
 動粘性率 : データなし  
 蒸気圧 : データなし  
 相対密度 : 0.40～0.50 g/ml  
 溶解度 : 水に不溶 (添着薬品は若干溶出する)  
 相対ガス密度 : データなし  
 粒子特性 : データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性 : データなし  
 化学的安定性 : 通常取り扱い雰囲気条件において安定。  
 危険有害反応性 : 空気中での高温加熱やオゾン、液体酸素などの強酸化剤との接触を避ける。急激な酸化による発熱、発火の原因になる。吸着物質の種類や濃度によっては、湿潤熱、吸着熱、反応熱などにより、発熱、発火の

避けるべき条件	原因になる。 : 空気中での高温加熱、強酸化剤との接触。
混触危険物質	: 強力な酸化剤
危険有害な分解生成物	: 燃焼により一酸化炭素を発生する

1 1 .有害性情報

炭素（活性炭）として

急性毒性	: RTEC=経口、LD50 (rat) >5000mg/kg
皮膚腐食性・刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: データなし
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: NTP、IARC 共に報告なし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	: データなし
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	: データなし
吸引力呼吸器有害性	: データなし
その他	: 粉状物質の一般的な有害性として、多量に吸入した場合に肺内に蓄積することによって、肺の繊維化及びこれによる咳、痰、息切れ、呼吸困難、肺機能の低下、間質性肺炎、気胸等の肺障害(じん肺の諸症状)を引き起こすことが知られている。

炭酸カリウムとして

急性毒性	: RTEC=経口、LD50 (rat) >1870mg/kg
皮膚腐食性・刺激性	: 刺激性
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: 重篤な眼の損傷
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	: データなし
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	: データなし
吸引力呼吸器有害性	: データなし

## 1 2.環境影響情報

生態蓄積性	: データなし
残留性／分解性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
水生環境急性有害性	: 水生生物に有害
水生環境慢性有害性	: 水生生物に有害

オゾン層への有害性 : モントリオール議定書 付属書に該当しない

---

## 1 3.廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報 : 内容物及び容器は都道府県知事の許可を得た廃棄物処理業者に委託処理をする。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。

---

## 1 4.輸送上の注意

国連番号	: 非該当
国連分類	: 非該当（区分 4.2 の判定試験にて危険な自己発熱を起ささないため、自己発熱性物資 4.2 から除外となる。）
国内規制がある場合の規制情報	: 非該当

---

## 1 5.適用法令

消防法	: 石炭・木炭類（活性炭含む）を 10 トン以上保管する場合、消防法に基づく「指定可燃物」として扱われ、市町村条例に定める取扱い基準に従う必要がある
船舶安全法	: 非該当
航空法	: 非該当
労働安全衛生法該当規則	: 粉塵障害防止規則、酸素欠乏症防止規則、皮膚等障害化学物質(規則第 594 条の 2)
労働安全衛生法該当規則 (令和 8 年 4 月 1 日施行)	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2) リスクアセスメントを実施すべき危険物質(法第 57 条の 3)
労働安全衛生法施行令	: 非該当
化学物質管理促進法 (PRTR 法)	: 非該当
じん肺法	: じん肺法施行規則

---

## 16. その他の情報

上記の情報は各種の文献等に基づいていますが、必ずしもすべてを網羅しているものではありません。取り扱いには十分注意してください。

この安全データシート (SDS) は JIS Z 7253:2019 に基づいて作成しています。

GHS Classification is according to JIS Z 7252(2019). \*JIS: Japanese Industrial Standards

---